

令和3年10月1日

保護者の皆様へ

田原市教育委員会

### 新型コロナウイルス感染症「愛知県嚴重警戒措置」への対応について

日頃より、本市の教育活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

9月30日（木）を期限に愛知県の緊急事態措置が解除され、10月1日（金）から10月17日（日）まで「愛知県嚴重警戒措置」を実施することとなりました。

それを受け、市内小中学校では、下記のとおり対応いたします。児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

#### 記

#### 1 学校の対応について

- 修学旅行等の校外行事は、行先の感染状況を確認し、感染防止対策を徹底した上で、適切に実施します。
- 部活動は、感染防止対策を講じた上で実施します。
- 教育活動については、これまで中止していた学習活動を感染防止対策を講じた上で徐々に再開します。
- 登下校中も含め、校内では、原則マスクを着用します。ただし、マスクの着脱については、熱中症への対策を優先させ、着用しない場合は人との身体的距離を十分に確保します。

#### 2 新型コロナウイルス感染症対策の徹底について

- 毎朝の検温や体調確認、手洗い等基本的な感染防止対策は引き続きお願いします。
- 児童生徒および同居家族が新型コロナウイルス感染症陽性者と判定された場合は、速やかに学校に連絡し、登校させないでください。
- 児童生徒および同居家族が濃厚接触者と特定された場合は、検査で陰性が判明するまでは登校を控えてください。欠席扱いにはなりません。
- 同居家族に発熱等の風邪症状が見られる場合は、登校を控えてください。欠席扱いにはなりません。
- 児童生徒等に発熱等の風邪症状があり、すぐに治まった場合でも、念のため1日程度、登校を控え医療機関等に受診してください。欠席扱いにはなりません。

《問い合わせ先》田原市教育委員会学校教育課（TEL 0531-23-3679）